

(17) 学校種間の連携に配慮した指定校変更

東京都北区

1 地域の概要

東京都北部に位置し、北は埼玉県と境界を接する。武蔵野台地の縁辺部から東京低地へ連続した地勢を有し、飛鳥山をはじめとした緑豊かな空間と荒川等の河川周辺の水辺空間が魅力の町である。また、JR駅が都内最多の11駅あり、加えて都電や地下鉄なども走っており、公共交通における利便性が非常に高い。

平成21年1月1日現在の人口は、334,716人で、そのうち、65歳以上の高齢者人口の割合は24.1%で、東京23区中1位となった。また、15歳未満の年少人口は、平成24年までは一時的に増加するものの、その後は減少に転じ、平成40年までに総人口の減少幅を上回ることが予測されており、少子高齢化が東京都平均を上回る速度で進行するであろうことがうかがえる。

2 指定校変更の許可理由等

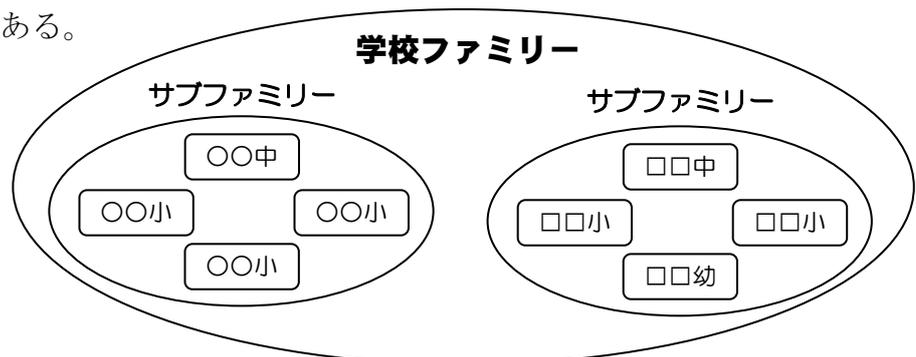
北区は、これまで構築してきた地域と学校との関係を維持し、地域の子どもは地域で育てるといった視点から、就学指定校制度に基づく区域内の学校への就学を基本としている。

指定校変更の許可について大きく分けて8つの区分（①身体的理由、②通学の安全、③転居、④家庭環境、⑤教育的配慮、⑥学校ファミリー、⑦部活動等、⑧その他）を設け、指定校変更申請における許可基準として運用しているところであるが、本稿では、⑥学校ファミリーについて記述する。

(1) 学校ファミリーの概要

「学校ファミリー」とは、通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校から作られる近隣複数校のネットワークであり、一つの学校では解決できないことを複数校が協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的として、平成15年から導入している。

また、中学校1校を中心にその通学区域内の小学校数校と幼稚園で「サブファミリー」を構成しており、北区全体で、サブファミリーを統括する学校ファミリーを構成している。実際の活動はサブファミリー単位で行っているため、指定校変更に関連するのはサブファミリーのエリアである。平成21年4月現在で、中学校を中心に12のサブファミリーがある。



(2) 指定校変更が許可される場合

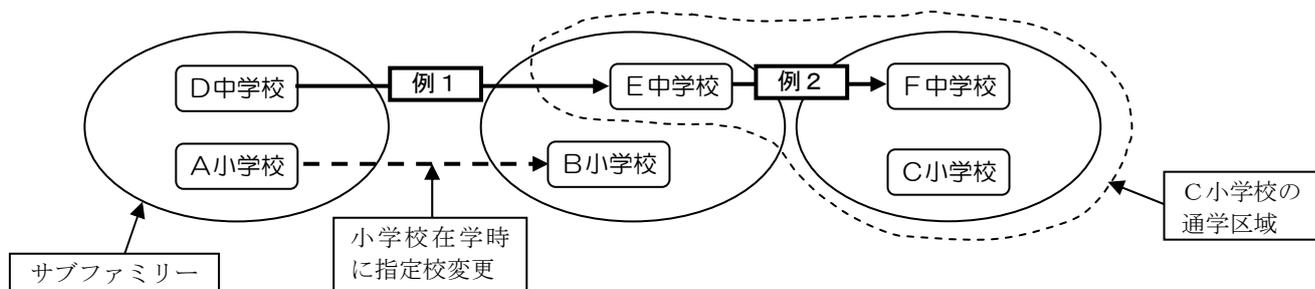
サブファミリーは中学校を中心に構成されており、小中学校が連携により学校種間の接続を円滑にすること等を目的としている。

しかし、小学校の通学区域と中学校の通学区域が必ずしも一致しておらず、また、小学校入学時又は在籍時に、異なるサブファミリーの小学校に指定校変更している者も少なからずいる。

こうした現状を補完するため、平成19年度から、学校ファミリーを理由とする指定校変更を、中学校入学時に限定して許可することとした。その具体的事例を以下に示す。

例1) 小学校在学時にA小学校からB小学校へ指定校変更を行っている者で、指定されたD中学校が卒業するB小学校のサブファミリーと異なる場合、卒業するB小学校のサブファミリー内のE中学校への指定校変更が許可される。

例2) C小学校の通学区域が2つ以上の中学校の通学区域にまたがっており、E中学校が指定校である場合に、サブファミリー内のF中学校への指定校変更が許可される。なお、北区内にはこのような小学校が38校中7校ある。



3 指定校変更の手続等

学校ファミリーを理由とする指定校変更は、小中学校の連携を前提としているため、中学校入学時に限定して許可されることとなる。新入学時における指定校変更は、就学通知書を受け取った後、その通知書を持参して区の教育委員会事務局窓口で手続を行う。

中学校の新入学に関するスケジュールは以下のとおりである。

時期	内容	備考
12月中旬	就学通知書発行	各家庭に郵送にて通知する。
12月中旬 ～1月中旬	指定校変更申請期間	変更の希望のある者は、区教育委員会事務局窓口にて申請を行う。
1月下旬	抽選の有無の連絡	指定校変更希望先の学校で抽選がある場合、当該家庭へ郵送にて通知する。 (指定校変更等の希望者が学校の定員を超えた場合に、指定校変更申請者の中で抽選を行う。)
1月末	公開抽選実施・補欠登録	抽選の際、学校ファミリーを理由とする申請は他の理由より優先される。
～3月末	指定校変更申請受付	受入れに余裕のある学校については、継続して申請を受け付ける。抽選が行われた学校及び定員に近い学校への申請は受け付けない。

指定校変更申請の審査は、担当職員が申請書内容と学齢簿内容を照合し、

- ・学校ファミリーの基準を満たしているか
- ・申請内容に虚偽等がないか

の2点を確認して指定校変更を決定し、申請者に指定校変更承認通知書を送付している。また、同時に指定校及び変更した学校への通知も行う。

指定校変更許可基準については、区のホームページ上で常時公開している。また、区広報への掲載や、就学時健康診断通知及び就学通知書の送付時に詳細を記載した案内を同封し周知を図っている。

4 指定校変更許可の実績

学校ファミリーを理由とする指定校変更は、平成19年度の導入以降、増加傾向にある。過去3年間の申請の件数は以下のとおりである（申請件数と許可件数は同数）。

年度	申請件数 / 中学校入学者数
平成19年度	15人 / 1,411人中
平成20年度	60人 / 1,360人中
平成21年度	92人 / 1,511人中

5 評価等

平成15年の学校ファミリーの導入以降、サブファミリー単位での活動が学校現場や保護者、地域住民などに浸透しており、学校間の連携や地域とのネットワークの体制が強化されてきているところである。

また、平成20年11月にまとめられた「北区小中一貫教育基本方針」の中で、これまでの学校ファミリーの取組を踏まえ、サブファミリーを基盤とした小中一貫教育を推進するため、平成20年よりモデル事業を実施している。

小中学校の連携を重視し、今後の小中一貫教育を推進するという観点から、学校ファミリーによって指定校変更が許可されることは必要であり、指定校変更理由として定着してきている。

本事例の問い合わせ先

北区教育委員会 学務課

TEL 03-3908-9294